

文教委員会資料

請願第24号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書提出の要請に関する請願

- 資料1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料2 中学校における学級編制の比較等
- 資料3 学級数及び児童生徒数に応じた定数について
- 資料4 高等学校における学級編制について
- 資料5 義務教育費国庫負担制度について
- 資料6 学級編制基準の弾力的運用について
- 資料7 令和2年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について（文部科学省資料）
- 資料8 令和4年度国の予算編成に対する要請書（川崎市）
- 資料9 要望書（指定都市教育委員会協議会）
- 資料10 請願要旨に対する本市の考え方について

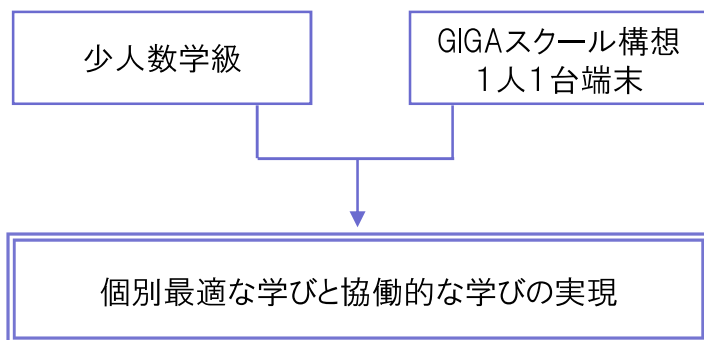
令和3年6月11日

教育委員会事務局

1. 趣旨

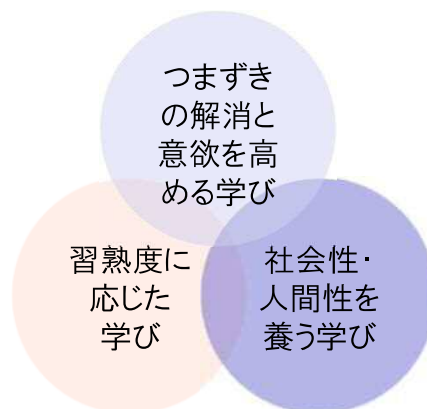
Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



* 義務教育学校の前期課程を含む。

【個別最適な学びと協働的な学び】



2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

中学校における学級編制の比較等

1 学級編制

35人編制とした場合の学級増及び学級増に伴う必要な人件費（R3.5.1）

		標準学級数	35人編制学級数	学級増	教職員数	費用(千円) 人数×単価
中学校	1年生	264	298	34	58	491,550
	2年生	267	309	42	66	559,350
	3年生	263	297	34	51	432,225
	計	794	904	110	175	1,483,125

- 令和3年5月1日時点の生徒数を基に、40人編制とした通常学級の数「標準学級数」としています。
- 各学年を35人編制した通常学級の数「35人編制学級数」としています。
- 「教職員数」は、学級増に伴い必要となる教職員の数であり、義務標準法に基づき試算しています。

※ 一人あたりの人件費

令和3年度一般会計の当初予算における教職員を含む職員一人あたりの人件費

8,475千円

※ 上記人件費には、退職手当、児童手当は含めていない。

2 教室の整備

- 学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他スペースの有無等、さまざまな実情があるため、一概に示すことは困難です。
- 中学校において35人以下学級を実施する場合には、詳細な現況調査が必要となります。

3 少人数学級（研究指定校）の取組概要

● メリット

- ・ 生徒一人一人のつますきに教員が気づくことができ、個々の生徒にきめ細やかな指導、助言ができた。
- ・ 学習面では教科担任が1クラスの生徒の学習内容等について、きめ細かな評価をすることができ、それを個々の生徒の状況に応じて指導につなげることができた。
- ・ 進路指導においても、生徒、保護者との面談時間を十分に確保できたため、各家庭の要望に柔軟に対応することができた。

● デメリット

- ・ 一部の職員の持ち時間の増加による負担増が感じられた。
- ・ 学年の職員構成で、副担任の数の減少によって起こる、緊急時の人手不足や事務処理の負担増

学級数及び児童生徒数に応じた定数について

1 養護教諭の定数

義務標準法第8条

3 学級以上の小学校及び中学校の合計数	×	1
児童の数が 851 人以上の小学校 生徒の数が 801 人以上の中学校	}	の合計数 × 1

2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数

同法 第8条の2

学校給食 単独実施校	児童又は生徒の数が 550 人以上の学校数	×	1
	549 人以下の学校数	×	1/4
共同調理場	児童及び生徒の数が 1,500 人以下	×	1
	1,501 人～6,000 人	×	2
	6,001 人以上	×	3

3 学校事務職員の定数

同法 第9条

4 学級以上の小学校及び中学校の合計数	×	1
3 学級の小学校及び中学校の合計数	×	3/4
27 学級以上の小学校 21 学級以上の中学校	}	の合計数 × 1

高等学校における学級編制について

1 学級編制

公立高等学校の学級編制の標準は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「高校標準法」という。）で、全日制の課程又は定時制の課程における1学級の生徒の数は、40人を標準とすると定められており、それを踏まえながら、本市を含め神奈川県内の公立高等学校では、次のとおりとしている。

【1学級の生徒数の標準】

	全日制課程	定時制課程
国	40人	40人
神奈川県	40人	35人
川崎市		

2 川崎市立高等学校の学級数

	全日制	定時制
川崎高等学校	普通科3 生活科学科1 福祉科1	普通科4
幸高等学校	普通科3 ビジネス教養科3	
川崎総合科学高等学校	情報工学科1 総合電機科1 電子機械科1 建設工学科1 デザイン科1 科学科1	クリエイト工学科1 商業科1
橘高等学校	普通科5 国際科1 スポーツ科1	普通科2
高津高等学校	普通科7	普通科2

義務教育費国庫負担制度について

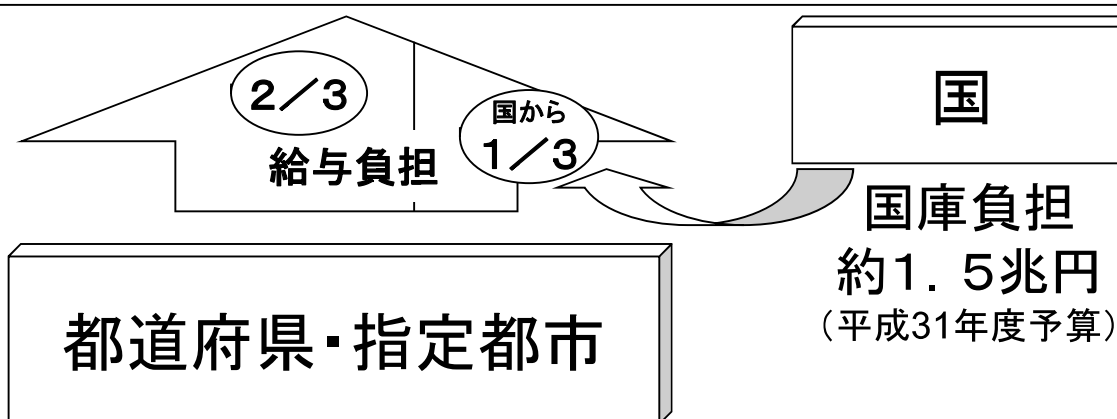
制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。
(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)
(約68.7万人:小学校41.0万人、中学校23.0万人、特別支援学校4.7万人)



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3
(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

※文部科学省ホームページより

義務教育費国庫負担制度の沿革

年度	摘 要	給与負担	任命権者
明治29年	教員年功加俸国庫補助法 ・教員の俸給の一部を国庫補助	市町村、国	
33年	市町村立小学校教育費国庫補助法 ・国庫補助を拡充 改正小学校令 ・授業料徴収を廃止し、義務教育無償制を実現	市町村、国	
大正7年	市町村義務教育費国庫負担法 ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として教員の俸給の一部を国が負担。	市町村、国	国の機関としての知事
昭和15年	義務教育費国庫負担法 市町村立小学校教員俸給及び旅費の負担に関する件（勅令） ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から実支出額の1/2国庫負担制へ。 ・給与負担を市町村負担から道府県負担へ。	道府県、国	知事
23年度	教育公務員特例法制定 市町村立学校職員給与負担法 ・給与費等の都道府県負担を制定。	都道府県、国	市町村又はその教育委員会
25年度	義務教育費国庫負担制度の廃止 ・地方財政平衡交付金制度が創設され、これに吸収（昭和24年シャウブ勧告）。	都道府県	〃
28年度	義務教育国庫負担法 ・義務教育無償の原則に則り、「国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障する」ため、教職員の給与費等の実支出額の1/2国庫負担。	都道府県、国	市町村教育委員会
32年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	〃	都道府県・指定都市教育委員会
49年度	義務教育費国庫負担法の改正 ・学校栄養職員を国庫負担の対象へ。	〃	〃
60年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・旅費及び教材費の一般財源化	〃	〃
平成13年度	市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の改正 ・再任用教職員及び非常勤講師を標準定数の範囲で国庫負担対象化。	〃	〃
15年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化	〃	〃
16年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・退職手当及び児童手当の一般財源化 ・総額裁量制の導入による限度政令の改正	〃	〃
17年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・17年度限りの暫定措置として4,250億円を減額 ・栄養教諭を新たに国庫負担対象化	〃	〃
18年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・国庫負担割合の1/2→1/3への変更 ・公立養護学校整備特別措置法廃止に伴う義務・養護の国庫負担金の一元化。 市町村立学校職員給与負担法の改正 ・都道府県が負担する教職員給与費等の範囲を明確化	〃	〃
20年度	市町村立学校職員給与負担法等の改正 ・副校長、主幹教諭及び指導教諭を新たに国庫負担対象化	〃	〃
29年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・指定都市立学校の県費負担教職員の給与負担を指定都市へ移譲するとともに、指定都市を国庫負担金の交付対象へ	都道府県、指定都市、国	〃

※文部科学省ホームページより

学級編制基準の弾力的運用について

本市では、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数指導やチーム・ティーチング、少人数学級を選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるようにしている。

少人数学級は、「川崎市立小中学校における少人数学級に関する研究実施要綱」に基づき、1学級あたりの児童又は生徒数が35人を超える学年や標準学級数が前学年時の実学級数を下回るなどの学年に対し、指導方法工夫改善定数を学級担任に充てて、研究指定校として実施している。

【学年ごとの研究指定実施件数】

	小学校					中学校			
	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
R3	14	15	6	16	51	4	3	4	11
R2	11	7	13	15	46	2	1	4	7
R1	8	14	12	16	50	0	3	3	6
H30	11	12	15	16	54	4	2	3	9
H29	12	11	13	14	50	2	2	3	7

- 令和3年度は、義務標準法の改正による小学校2年生の学級編制の標準引き下げに伴い、国が小学校2年生の35人学級の実施に必要な加配として配分していた指導方法工夫改善加配を減じている。

R3 川崎市 小2学級担任 (52人増、44人減)

令和2年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
札幌市	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級
仙台市	中	1～3年		35人以下学級
さいたま市	中	1年		研究指定校において38人以下学級
千葉市	小	3・4年	○	35人以下学級
		5・6年	○	38人以下学級
	中	全学年	○	38人以下学級
川崎市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
横浜市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
相模原市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
新潟市	小	1・2年		32人以下学級
		3・4年		32人以下学級（下限23人）
		5・6年		35人以下学級（下限25人）
	中	全学年		35人以下学級（下限25人）
静岡市	小	3～6年	○	35人以下学級
	中	全学年	○	35人以下学級
浜松市	小	1～3年	○	30人以下学級（下限25人）
		4～6年	○	35人以下学級（下限25人）
	中	全学年	○	35人以下学級（下限25人）
名古屋市	小	1・2年		30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
京都市	小	3～6年	○	30人程度学級
		3年		30人以下学級
	中	1・2年	○	35人以下学級
大阪市				
堺市	小	3～6年	○	1学級の平均児童数が38人を超える学年で、38人以下学級
神戸市	小	3・4年	○	研究指定校において35人以下学級
岡山市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級
	中	全学年	○	研究指定校において35人以下学級
広島市	小	3～6年	○	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級
	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級
北九州市	小	3年		35人以下学級
	中	1年		
	小	4～6年	○	35人以下学級
	中	2・3年		
福岡市	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年	○	35人以下学級
熊本市	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級

注1)「選択制」欄は、市町村の判断で、少人数学級又は少人数指導等の選択的な実施を認めている都道府県・指定都市。

注2)「研究指定校」における実施は、国の加配定数を活用して少人数学級を実施している場合のうち、一部の学校を対象として実施している場合。

令和2年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
北海道	小	3年		学年1学級で、児童数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
青森県	小	1～4年		学年2学級以上の学校で33人以下学級
	中	1年		
岩手県	小	3～6年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	全学年		35人以下学級
宮城県	中	1年		35人以下学級
秋田県	小	1～6年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
	中	1～3年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	1年		学年2学級以上の学校で33人以下学級（市町村教委からの要望）
		2年		学年2学級以上の学校で33人学級（市町村教委からの要望）
		3～6年		学年2学級以上の学校で33人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	全学年		
福島県	小	1・2年	○	30人以下学級
		3～6年	○	30人程度学級（33人での学級編制を可能とする定数を措置）
	中	1年	○	30人以下学級
		2・3年	○	30人程度学級（33人での学級編制を可能とする定数を措置）
茨城県	小	3～6年		児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
	中	1～3年		
栃木県	小	3～6年		35人以下学級
	中	全学年		
群馬県	小	1・2年		30人以下学級
		3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
埼玉県	中	1年	○	38人以下学級（市町村教委からの要望）
千葉県	小	3年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
		4～6年	○	38人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
		2・3年	○	38人以下学級（市町村教委からの要望）
東京都	中	1年	○	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級
神奈川県	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
新潟県	小	1・2年		32人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も含む）
		3・4年		35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も含む）
		5・6年		35人以下学級（下限25人）
	中	全学年		35人以下学級（下限25人）
富山県	小	3・4年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
石川県	小	3・4年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年		

令和2年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
福井県	小	3・4・5年	○	35人以下学級
		6年		36人以下学級
	中	1・2・3年		32人以下学級
山梨県	小	1年	○	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
		2年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
		3～6年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1～3年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
長野県	小	3～6年		35人以下学級
	中	全学年		35人以下学級
岐阜県	小	3年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
静岡県	小	3～6年	○	35人以下学級
	中	全学年	○	35人以下学級
愛知県	中	1年		35人以下学級
三重県	小	1年	○	30人以下学級（下限25人）
		2年		30人以下学級（下限25人）ただし、学年1～2学級の36人以上学級は解消
	中	1年		35人以下学級（下限25人）
滋賀県	小	3年	○	35人以下学級
		4～6年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
		2・3年		35人以下学級
京都府	小	3～6年	○	30人程度学級
	中	全学年	○	35人以下学級
大阪府	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級
	中	全学年	○	研究指定校において35人以下学級
兵庫県	小	3・4年	○	35人以下学級（市町教委からの要望）
奈良県	小・中	全学年	○	30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施
和歌山県	小	3～6年		研究指定校において35人以下学級。ただし、学年2学級以下の場合は38人以下学級
	中	全学年		研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年		30人以下学級
		3～6年		35人以下学級
	中	1年		33人以下学級
		2・3年		35人以下学級
島根県	小	1・2年	○	30人以下学級
		3～6年		35人以下学級
	中	全学年		35人以下学級
岡山県	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級
	中	全学年	○	研究指定校において35人以下学級
広島県				
山口県	小	1年		学年4学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
		3～6年		
	中	全学年		35人以下学級

令和2年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
徳島県	小	3～6年		35人以下学級
	中	1年		
		2・3年		研究指定校において35人以下学級
香川県	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年		
	小	5・6年		1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町教委からの要望）
	中	2・3年		
愛媛県	小	3・4年		35人以下学級
		5・6年		児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	全学年		生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1・2年		30人以下学級
		3・4・5年		35人以下学級
	中	1年		30人以下学級（市町村教委からの要望）
福岡県	小	3～6年		研究指定校において35人以下学級
	中	全学年		
佐賀県	小	3～6年	○	35人以下学級
	中	全学年		
長崎県	小	1年	○	30人以下学級
		6年		35人以下学級
	中	1年		
熊本県				
大分県	小	1年		30人以下学級（18人下限）
	中	1年		30人以下学級（20人下限）
宮崎県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
鹿児島県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1・2年		30人以下学級（下限25人）
		3～6年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級

令和4年度

国の予算編成に対する要請書

令和3年6月

川崎市

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

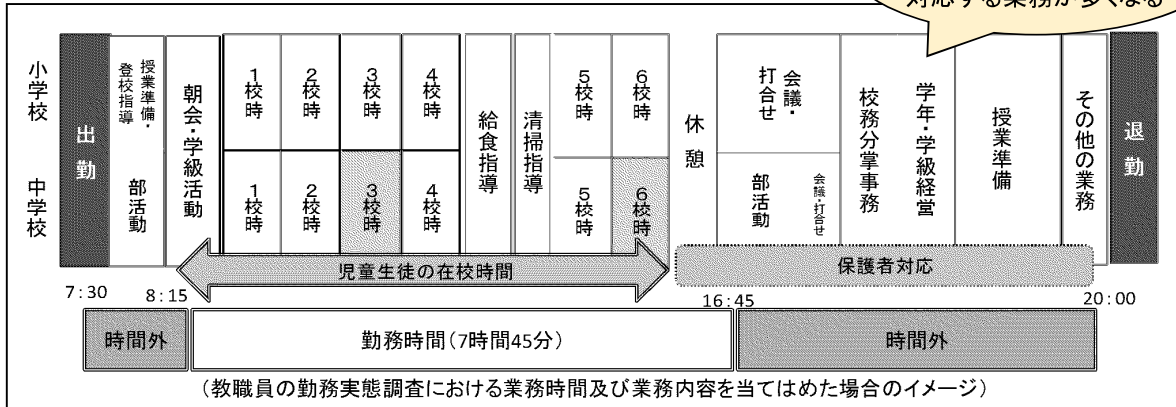
- 1 学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進するため、義務教育課程における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること。
- 2 特別支援学級に在籍する重度の障害児童生徒への適切な支援体制の充実や、いじめ・不登校等への早期発見・早期対応、急増する日本語指導を必要とする児童生徒への対応など、地域の実情に応じた教職員配置ができるよう、義務標準法の改正も含めた教職員定数の改善を図り、それに伴う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

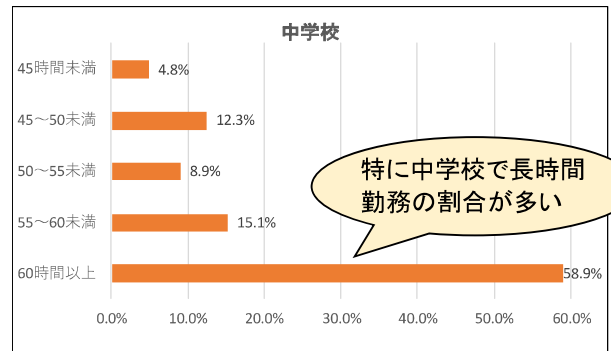
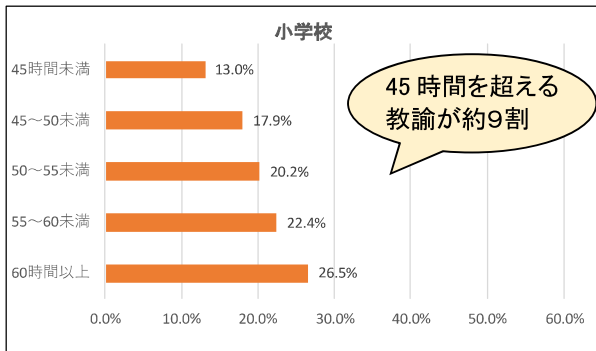
- 教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。
- このたび、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりましたが、中学校においても働き方・仕事の進め方改革の推進に向け、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要となっています。
- 学校現場では、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、障害の重度・重複化、多様化、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、さまざまな教育課題への対応が求められています。
- 教員が心にゆとりを持って子どもと向き合う時間の確保を図り、地域の実情に応じたさまざまな教育課題へ対応するため、義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、それに伴う財政措置を講ずる必要があります。

■ 教職員の勤務の状況

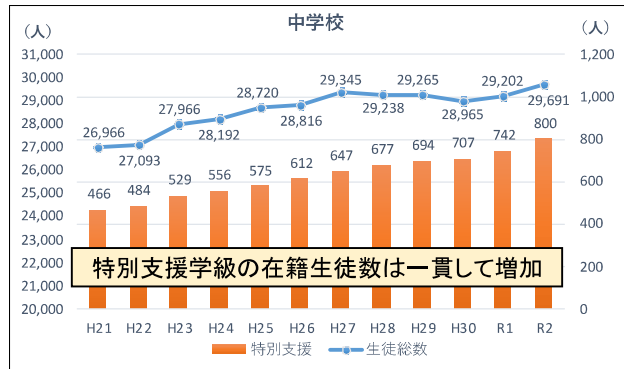
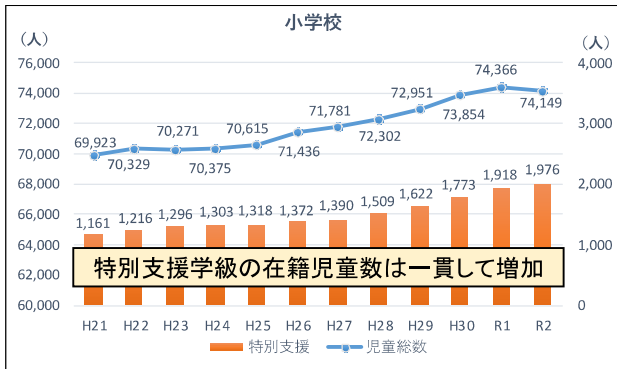
【教諭の1日の業務の流れ(例示)】※勤務時間 8:15~16:45



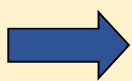
【1週間当たりの学内総勤務時間の分布(教諭)】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



【本市における在籍児童生徒数の推移】※特別支援学級の在籍児童生徒数は内数



- 教員が心にゆとりを持って児童生徒と向き合う時間を確保するため、義務教育課程における少人数学級の実現
- いじめや不登校、障害の重度・重複化、急増する日本語指導を必要とする児童生徒など多様化する教育的ニーズに対応するための包括的な児童生徒支援体制の構築



学級編制の標準の引き下げによる基礎定数の改善
 地域の実情に応じた教職員定数の改善

が必要です

要 望 書

令和2年8月

指定都市教育委員会協議会

1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が開けるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実施するほか、小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。小学校第2学年での35人学級の法制化に向けた検討という動きはあるものの、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第19号）附則第2項の規定に基づき、小学校第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準の改定を順次進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において、特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当の充実及び基準の明確化・定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導（一人一人の児童生徒の実情に応じたきめ細かな対応）が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の増及びいじめ・不登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決

- に資するための、児童生徒への指導や支援、家庭・地域・関係機関との連携等を専任する教員の全小中義務教育学校1名以上の加配定数の確保
- ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保
- エ 小学校英語の教科化及び外国語教育の充実に向けた小学校英語専科教員の全小学校への配置が可能となる加配定数の拡充及び定数措置基準（24コマで1人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和
- オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充
- カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校1名の加配定数の確保
- キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善
- ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（本来の基準である初任者4名につき指導教員1名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員のより一層の定数改善
- ケ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わる教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数の確保
- コ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- サ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるよう

にするための定数措置の一層の充実

- シ 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当基準の改善
- ス 大量退職・大量採用が続く中、出産休暇・育児休業取得者（育児短時間勤務者含む）や介護への配慮が必要な教職員や再任用教職員が増加傾向であることを踏まえた、働きやすい環境づくりを進めるための定数の改善。特に、育児休業者又は育児短時間勤務者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも国庫負担の対象とすること。
- セ 少人数、個別指導、多言語対応など個別の状況に基づき定数を充実されたい。特に、不登校児童生徒のための教育施設や、夜間中学については、少人数教育が必要であるため、学級編制基準の特例を設けるなど実態に合った財政措置及び定数配当の充実を図られたい。

（3）教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

教職調整額の見直しにあたっては、実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件

の緩和
ウ 給料月額の改善

(4) 県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実

今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。

また、外国人児童生徒等とその保護者が日本の学校生活について十分理解できるように母語で支援ができる支援員や、地域での学びを支える学習支援員の配置等に加え、外国人児童生徒等の母語・母文化の保持と伸長を推進する場の提供や支援員の配置等について、適切な財政措置を講じられたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、国庫補助基準額の引き上げ及び国庫補助率の嵩上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置、地域人材（報償

費による有償ボランティア)に係る経費についても補助対象を拡大するよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

請願要旨に対する本市の考え方について

- 請願要旨 1 「行きとどいた教育を実現するために、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施することをはじめとした学級編制標準のさらなる見直しや学級数によらない教職員の定数改善等、ゆたかな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。」について

このたび、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、義務標準法が改正され、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりましたが、中学校においても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要であると考えております。

今後、さらなる少人数学級の拡充を含め、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となりますことから、引き続き、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

また、高等学校につきましては、この度の義務標準法の改正にあたっては、参議院において「高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること」等を含む附帯決議が付されていることから、今後の国の動向等を注視するとともに、高等学校生徒の入学定員計画については、公立中学校卒業予定者の動向や私立高等学校等の配置状況などを十分に考慮しながら、本市だけではなく神奈川県内の公私立高等学校設置者で定めていることから、引き続き、県内の公私立高等学校において、協調しながら取り組んでまいります。

●請願要旨 2 「義務教育費国庫負担制度堅持を求めること。」について

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹をなす、「教育の機会均等の保障」「教育水準の維持向上」「無償制」について、国が責任を持って支える制度とされており、これまで一定の役割を果たしてきたものと考えておりますが、本市といたしましては、都道府県や政令市間において、教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずることを前提として、国から地方への税源移譲により、地域の実情に応じた、創意と工夫に満ちた教育行政を展開していく必要があると考えております。

●請願要旨 3 「自治体で国の標準を下回る『学級編制基準の弾力的運用』の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。」について

本市では、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数学級も含め、少人数指導やチーム・ティーチングを選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えております。

そのためには、小学校の学級編制の標準が 35 人となった後も、学校の実情によってきめ細やかな指導ができるよう、加配定数の確保について、引き続き、様々な機会を通じて国に要望してまいります。